

令和5年3月10日

入札参加者 各位

滝川市長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（金額用件の変更）

滝川市の発注する建設工事の技術者の専任等に係る取扱いを改正したので、お知らせします。

1. 主任技術者の兼任の取扱いについて

建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条第2項の取扱いについては、次のとおりとする。なお、当該規定については監理技術者には適用されない。

- （1）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（密接な関係のある二以上の工事）で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の同一の場所又は近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用されるものとする。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる。
- （2）（1）の場合において、一の主任技術者が管理することのできる工事の数は、専任が必要な工事を含まれる場合は、原則2件程度とする。

2. 現場代理人の常駐義務緩和について

○現場代理人の常駐義務が緩和される場合

- （1）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保できる場合。
- （2）現場代理人の兼任の取扱いについて
平成25年3月19日付けの「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（滝川市建設部）」において兼任の条件を付していたところであるが、今回請負代金を明確にし、現場間隔を緩和した上で、技術者との兼任事例を具体的に追加する。
 - ・金額：請負代金が4,000万円未満の工事（建築工事は8,000万円未満）
（ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する工事も対象）
 - ・件数：2件若しくは3件
 - ・範囲：原則、滝川市内
 - ・発注機関：公共工事（他の地方公共団体等発注工事も含む。）
 - ・届出：「届出」により兼任内容等を確認
（他の地方公共団体等発注工事との兼任は、他発注機関が認めた場合に限定）
 - ・連絡対応：現場を離れる場合には、連絡員を配置
（連絡員は受注者の社員等で確実に連絡が可能である者）

※「現場代理人が工事現場を兼任する場合」の事例（技術者を兼務している場合）

	事例1	事例2	事例3	事例4
技術者	<監理技術者> 下請4.5千万円以上 （建築7千万円以上）	<主任技術者>		
		非専任 4千万円未満の 工事 （建築8千万円未満）	専任 4千万円以上の 工事 （建築8千万円以上）	建設業法施行令 第27条第2項に 該当（上述1.参照）
現場代理人	兼任不可	兼任可	兼任不可	兼任可

3. 手続き

落札決定後、先行・新規工事とも工事監督員の承諾を書面で得ること。

4. 適用年月日：当面の間試行し、令和5年4月1日以降に入札する案件から適用する。

平成25年3月19日付け「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（滝川市建設部）」は廃止する。

令和 年 月 日

現場代理人の兼任届

滝川市長 様

受注者 住 所
氏 名

印

下記の工事について現場代理人を兼任させたいので、届け出ます。

記

1 兼任する工事①

発 注 機 関		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
請 負 金 額		
工 事 概 要		
現場代理人	氏名	連絡先
連 絡 員	氏名	連絡先

2 兼任する工事②

発 注 機 関		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
請 負 金 額		
工 事 概 要		
連 絡 員	氏名	連絡先

3 兼任する工事③

発 注 機 関		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
請 負 金 額		
工 事 概 要		
連 絡 員	氏名	連絡先

内容を確認したところ

- ☐ 基準を満たしていることから兼任を認めます。
- ☐ 資格基準を満たしていないことから兼任はできません。

令和 年 月 日 主任監督員

印

※この欄は発注者用ですので記入しないでください。

※不要な文字は削除すること。